伸こう福祉会後援会　会則

第 1 条（名称）

本会は、「伸こう福祉会後援会」（以下「本会」という。）と称する。

第 2 条（目的）

本会は、社会福祉法人伸こう福祉会（以下「法人」という。）の理念および活動に賛同する個人、企業、団体等が相互に交流し、法人と地域社会とのつながりを深めることにより、法人の活動を支援するとともに、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

また、本会は、単なる支援組織にとどまらず、法人を理解し、応援する人々による「ファン・コミュニティ」として、支援・共感・参加が循環する関係の構築を目指す。

第 3 条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 法人の活動および事業に関する情報発信
2. 会員相互および法人との交流促進
3. 講演会、勉強会、交流会その他イベントの開催
4. 法人が行う地域福祉活動への協力
5. ボランティア活動への参加およびその促進
6. 法人への寄付その他の支援
7. 福祉人材採用についての情報提供、その他法人の人材確保への協力
8. 地域の企業、団体、行政、関係機関等との連携促進
9. その他、本会の目的達成に必要な活動

第 4 条（会員）

本会の目的に賛同し、所定の方法により入会した個人、企業または団体を会員とする。

会員は、その属性等に応じ、主として次の部門に参加することができる。

1. 地域会：地域企業、取引先、地域団体、ボランティアグループ、自治会関係者、民生委員、地域住民、ケアマネジャー、元利用者およびその家族、その他地域に関係する者
2. 家族会： 現在、法人のサービスを利用している者の家族等
3. OB 会：　法人の元役職員

なお、必要に応じて複数の部門に関わることを妨げない。

第 5 条（入会）

本会への入会を希望する者は、本会所定の方法により申し込みを行うものとする。事務局は、本会の目的および活動の趣旨に照らし、入会の可否を決定する。

第 6 条（会費）

本会の年会費は、次のとおりとする。

1. 個人会員　　年額 2,000 円
2. 営利企業　　年額 50,000 円
3. 非営利団体等　　年額 10,000 円

会費の納入方法および納入時期については、事務局が別途定める。既に納入された会費は、原則として返還しない。

第 7 条（寄付等）

本会および法人は、本会の目的に賛同する会員その他の個人、企業または団体から寄付その他の支援を受けることができる。寄付については、その趣旨を尊重するとともに、本会および法人の理念、社会的信用ならびに関係法令等に照らして適切に取り扱うものとする。本会を通じて法人への寄付を取り次ぐ場合は、当該寄付金を法人への寄付として取り扱い、法人において適切に受け入れ、会計処理をするものとする。

第 8 条（退会）

会員は、事務局に申し出ることにより、任意に退会することができる。

第 9 条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事務局は当該会員の会員資格を停止し、または喪失させることができる。

1. 本会の名誉または信用を著しく害した場合
2. 本会または法人の活動を著しく妨げた場合
3. 他の会員、法人の利用者、職員その他関係者に対して迷惑行為等を行った場合
4. 本会の名称または会員としての地位を不適切に利用した場合
5. 本会の目的に著しく反する行為を行った場合
6. その他、会員として不適当であると事務局が判断した場合

第 10 条（運営体制）

本会は、会長その他これに類する代表者を置かず、法人と会員との共創による運営を基本とする。

本会の運営を行うため、事務局を、社会福祉法人伸こう福祉会内に設置した上で次の体制を置く。

1. 事務局長　1 名
2. 会計監事　1 名
3. 事務局　若干名

事務局長は、社会福祉法人伸こう福祉会の理事長が務める。会計監事は事務局以外の法人本部職員もしくは法人の理事・監事の中から選出し、事務局は、法人本部職員、事業リーダーその他法人が選任する者により構成する。

本会の事務所を、社会福祉法人伸こう福祉会の法人本部内（神奈川県川崎市幸区河原町 1-37）に置く。

第 11 条（意思決定）

本会の運営に関する意思決定は、本会の設立目的および法人の方針を踏まえ、事務局長および事務局が行う。事務局は、必要に応じて会員および各部門の意見を聴取し、その意見を本会の運営に反映するよう努める。

第 12 条（総会）

本会は、原則として年 2 回、春および秋に総会を開催する。

総会では、主として次の事項を行う。

1. 法人および本会の活動報告
2. 今後の活動方針の説明
3. 会計監事による監査の結果の報告
3. 会員との意見交換
4. 講演会その他交流企画
5. その他、事務局が必要と認める事項

総会は、会員との情報共有および交流を主たる目的とするものとし、本会の業務上の意思決定は第 11 条の定めによる。

第 13 条（交流活動）

本会は、会員相互および法人との交流を促進するため、必要に応じて、勉強会、交流会、施設・保育園等におけるボランティア活動その他の企画を実施する。活動内容に応じて、参加者から実費相当額の参加費を徴収することができる。

第 14 条（情報発信）

本会は、法人および本会の活動について、ニュースレター、SNS、電子メールその他適切な方法により、会員への情報提供および社会への情報発信を行う。

第 15 条（個人情報）

本会が取得した会員の個人情報は、本会の運営、会員への連絡、イベントの案内その他本会の目的達成に必要な範囲で利用し、別途定める「伸こう福祉会後援会　個人情報保護に関する方針」に基づき適切に管理する。

第 16 条（禁止事項）

会員は、本会の活動に関連して、次の行為を行ってはならない。

1. 本会または法人の名称、ロゴ等を許可なく営利目的その他不適切な目的で使用する行為
2. 本会の会員であることを利用して、法人または他の会員から自己または第三者の利益を得ようとする行為
3. 本会を政治活動、宗教活動、営業活動その他本会の目的と異なる活動に利用する行為
4. 会員その他関係者の個人情報を本人の同意なく利用または第三者に提供する行為
5. 本会または法人の信用を損なう行為や、その他の本会の目的に反する行為

第 17 条（会計）

本会の会費その他本会の活動に係る金銭については、事務局が適切に管理する。本会の会計年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終了する。会計監事は年次の会計について年度末に監査を行い、総会時に会員に対して、収支その他必要な事項について適切な方法で報告するものとする。

第 18 条（会則の変更）

本会則は、本会の運営状況、社会情勢その他の事情を踏まえ、必要に応じて変更することができる。会則の変更は、事務局長および事務局が協議の上決定し、変更内容を会員に周知するものとする。

第 19 条（本会の解散）

本会の活動を継続することが困難となった場合その他必要がある場合は、事務局長および事務局の決定により本会を解散することができる。解散時に残余財産がある場合の取扱いについては、関係法令等を踏まえ、社会福祉その他公益的な目的に使用するものとする。

第 20 条（その他）

本会則に定めのない事項については、事務局長および事務局が協議の上、本会の目的に沿って決定する。

附則

1. 本会則は、2026 年 10 月 1 日から施行する。
2. 本会設立時の事務局長および各部門担当者は、別途定める。